



拝啓

新緑の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も今回で17号となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。これから桜の季節となりますが、まだまだ肌寒い日が続きます。どうぞご自愛ください。

敬具

～今回のテーマ「時効いろいろ」～

「時効」という言葉を聞いた事があるかと思います。ドラマ等でよく耳にする言葉ですよ。このテレビでよく耳にする時効は刑事事件の時効がほとんどではないでしょうか。犯罪行為から一定期間経過すると逮捕も起訴もできなくなるという制度で「公訴時効」といいます。しかし時効は刑事事件だけのものではなく民法にもその規定があり、「消滅時効」と「取得時効」の二種類があります。

「消滅時効」とは一定期間が経過すると権利が消滅してしまう時効の事です。例えば、誰かにお金を貸した場合、相手に対して貸したお金の返還を請求する権利が発生します。しかしこの権利はいつまでも行使できるわけではありません。一定期間の経過によりその権利は消滅してしまいます。その期間は例に挙げた個人間の貸金の返還請求権であれば10年、家賃や地代の請求権であれば5年、交通事故などの不法行為による損害賠償請求権であれば3年、給料債権であれば2年といったように権利の種類ごとに必要な期間が異なっています。

しかし、権利のある人がずっと黙っている事は少ないので、権利を行使するために裁判を起されてしまう事がほとんどでしょう。ここで重要なのが、裁判を起された場合はそれまで進行していた時効期間がリセットされるという事です。しかも裁判に負けた場合は2年や3年で消滅してしまう権利であっても、判決確定後10年は時効により消滅しない事になるのです。逃亡中に裁判を起されて知らぬ間に負けていたり、財産を差し押さえられていたり・・・という事もあるので、債権者からの催促を放置している方は注意が必要です。

もう一つの「取得時効」は、一定期間の経過により、逆に権利を取得する事ができる時効です。例えば、他人の土地に家を建てて住んでいた場合、土地の占有を始めた時点で自分の土地でない事を知っていた時は20年、自分の土地だと信じていた時は10年経過すれば、その土地の所有権を取得する事になります。ただし時効により権利を取得するためには、「所有の意思」が必要です。「所有の意思」があったかは権利を取得した経緯によって客観的に判断されます。売買や贈与が原因で土地を占有するに至ったのなら「所有の意思」があったと言えますが、賃貸借や使用貸借による場合は何年占有していても時効により所有権を所得することはできません。この「取得時効」では自分の土地ではないと知りながら、不法に占有していても時効により権利を取得できてしまいますので、もし現在使用していない土地をお持ちなら、勝手に使用されていないか一度確認に行く事をおすすめします。

ちなみに、司法書士への報酬は2年で時効により消滅します。とても短い期間で消滅してしまいますので、早めにお支払いいただくと大変助かります。

(村中 修二)

今年のゴールデンウィーク

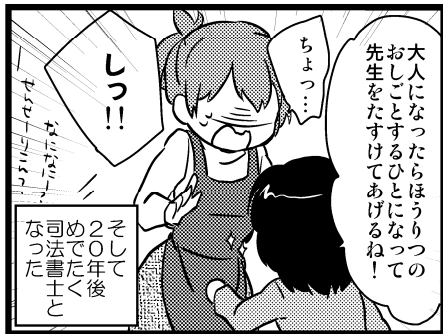
皆様、今年のゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたか？
昨年のゴールデンウィーク、私はあろうことか初日に腹痛を起こして緊急入院となってしまったため、一步も外に出られませんでした。ただ病院の窓から桜を眺めているだけ・・・という苦い思い出はありません。

そこで今年は体調に気をつけ、地方から帰省した友人や、普段忙しくてなかなか会えなかった友人にたくさん会う事ができました。残念ながら桜も咲かず、寒い日の多かったゴールデンウィークでしたが、楽しい休日でした。

皆様はどのようなゴールデンウィークをお過ごしでしたか？お会いした際には是非皆様のゴールデンウィークのお話をお聞かせ下さい。

(矢野 絢美)





＜株主総会の手続き＞

これから株主総会の季節ですね。株主総会は、会社の最高意思決定機関です。取締役等の選任や役員報酬金額の決定などを行います。

殆どの会社では、定時株主総会で取締役、代表取締役等の改選や、年に一度の役員報酬、余剰金分配等の決定をして、議事録を残します。

議事録は、議事録署名人又は出席取締役の署名捺印が必要で、本店に保管する必要があります。

そして議事録は法務局への役員変更登記申請や社会保険庁への各種申請、税務署への申告書等の提出書類となります。

しかし、必ず株主総会を開催しなければならないというわけではありません。

株主全員が議案に同意した書面があれば、株主総会で議案に同意したものと見なす事ができるのです。よって、郵送等で株主全員に対し、株主総会召集手続きの省略及び議案への同意を求め、署名捺印を頂戴することによって議事録を作成することができます。

株主が少数の場合や、多数でも同意が得られる場合にはこの方法が取られる事が多く、実際に株主総会が開かれることは稀です。しかし株主の中に会社運営に反対の意思を表明する株主がいる場合は、会社法に沿って召集手続きをする必要があります。事前に株主全員に招集通知を発送し、定めた日時に株主総会を開催します。

最初は身内だけの小さな会社でも、創業が長くなるにつれ、株主が亡くなって相続が起こった際に複数の相続人が株式を取得し、どんどん株主が増えていく事があります。

最初は株主総会の手続きをしなくても身内だけなので特に問題がなかったかもしれませんが、このように株主が増えて、身内とは言え付き合いもあまりない遠い親戚や他人が株主になった場合、きちんと手続きをしないと後々になって異議を唱えられる事もありますので注意が必要です。

寺西司法書士事務所では、上記のどちらの手続きも可能です。株主への召集通知から変更登記完了までの法的手続きをお手伝いをさせて頂いておりますので、株主総会の手続きをお考えの際はご相談下さい。

(寺西 広)

札幌司法書士会の会長

弁護士会にもあるように、札幌司法書士会にも、会長や副会長職があります。この職は立候補の後にちゃんと選挙で選ばれます。

会長職は、司法書士会の事業を承認したり、会員を注意勧告したり、会則を作ったりと強力な権限があります。また、司法書士を長年やって更に会長職を経験していると、後に国から「勲章」をもらえることもあります。

こんな名誉な会長職なのですが、平日の昼間に会務を行わなければならないという激務のため、立候補者がとても少ないのが現状です。

(寺西 広)

編集後記

事務所通信も第17号。いつもお読みいただきまして有難うございます。今年のGWはあまりにも残念な天気となってしまいましたが、皆様いかがお過ごしでしたか? 早く桜が咲いてくれるといいのですが、まだポカポカ陽気とはならないようですね。皆様体調にはどうぞお気を付け下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>